

■ Article(vol.74) ■
共通番号法案、閣議決定

日税連調査研究部長 上西左大信

1. はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(最近では「番号法案」と略されている。なお、従来からの略称は「マイナンバー法案」である。)及び関連する法案(これらをまとめて以下「マイナンバー関連4法案」という。)が平成25年3月1日に閣議決定され、同日に第183回通常国会に提出された。マイナンバー関連4法案は、3月22日に衆議院本会議で趣旨説明が行われ、同法案の提出以降初めて審議入りし、3月27日から衆院内閣委員会に付託されて審議が行われている。

番号法案以外のマイナンバー関連法案は、次のとおりである。

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(「整備法案」と略されている。)
- ② 内閣法等の一部を改正する法律案
- ③ 地方公共団体情報システム機構法案

前政権下において、マイナンバー関連法案(当時は3法案で、以下「旧法案」という。)は、平成24年2月の通常国会に提出されたものの、一度も国会で審議されることなく、11月16日の衆議院の解散による臨時国会の閉会で廃案となった。しかし、総選挙後において、与党となった自由民主党及び公明党と野党第一党の民主党の3党協議の場では、番号制度は社会のインフラとして必要であるとの認識は共有されており、3党の実務者レベルで協議が重ねられた結果、旧法案に「内閣法等の一部改正法案」を加えた現行のマイナンバー関連4法案が国会に上程された。マイナンバー関連4法案は、旧法案の一部に追加及び修正が行われたものであるが、基本的な枠組みは同一であると認められる。このような経緯と内容から、今通常国会の会期中(会期は1月28日から6月26日までの150日間)に成立することが見込まれている。税実務に与える影響は多大であるので、今後の審議が注目される。

2. マイナンバー法案の目的

マイナンバー法案の第1条は「目的」である。重要なので、法律案の原文をそのまま引用する。

「この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された

情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の特例を定めることを目的とする。」

3. マイナンバー法案の全体像

番号法案と同時に公表された「社会保障・税番号制度の概要」は、マイナンバー法案を概ね次のように説明している（一部、筆者が加工等している。）。

（1）基本理念

個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行う。

（2）個人番号

① 付番・個人番号カード

市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知する。番号は、原則として変更できないが、盗用や漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更が認められる。

なお、中長期在留者や特別永住者等の外国人住民も対象となる。

個人番号カードは、顔写真付きのものとなり、市町村長により交付される。安全基準に従って、ICチップの空き領域が本人確認のために利用されることとなっている。

② 個人番号の利用範囲

個人番号の利用範囲は、法律で規定される。

社会保障の分野（年金分野、労働分野、福祉・医療・その他分野）では、年金や雇用保険等の資格の取得、資格の確認及び給付の際などに利用される。また、税の分野では、納税者が税務署長等に提出する申告書、届出書、調書等に記載され、税務署の内部事務等にも利用される。さらに、災害対策の分野では、被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用される。

なお、マイナンバー法に規定されている場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されている。また、本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要がある（法定調

書の対象となる金銭等の支払等のうち、一定のものについては、経過措置が設けられているが、告知と本人確認が必要となる。)

(3) 個人情報保護

マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報(個人番号付きの個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成は禁止されており、特定個人情報の提供も原則として禁止されている。また、民間事業者は情報提供ネットワークシステムを使用できないこととされている。さらに、情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を使用しないなど、個人情報の一元管理ができないように制度設計が構築されている。

その他、国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できるようになっていること(マイ・ポータル)や罰則が強化されているなど、個人情報の保護が図られている。

(4) 法人番号

個人番号と異なり、法人番号は国税庁長官が付番し、法人等に通知される。そして、法人番号は、民間での自由な利用を前提として、原則として公表される。

(5) 将来の検討等

法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置が講じられる。また、法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置が講じられる。

4. 略称又は愛称

旧法案時代は、番号の略称(又は愛称)は「マイナンバー」であり、法案の略称は「マイナンバー法案」であった。現行のマイナンバー法案になってからは、「マイナンバー」や「マイナンバー法案」の表記はほぼなくなり、「番号」(「個人番号」と「法人番号」)及び「番号法案」の略称が用いられている。

なお、社会保障・税に関わる番号制度における「番号」の名称について、「国民の皆様一人ひとりが取得することになる固有の番号について、親しみやすい名称とするべく「番号」の名称を一般公募」した結果、「マイナンバー」と決定され、その旨が公表されている(番号制度創設推進本部、平成23年6月30日)。この決定には法的な根拠がないとの指摘もあるが、広く公募された結果であり、筆者個人としては、「マイナンバー」の方が親しみ易いと思っているので、「マイナンバー」として定着することを期待したい。

5. 旧法案との相違点

マイナンバー法案の条文は、77条ある。旧法案は72条であった。主な変更点について次に紹介する。

(1) 関係者の責務と努力

「国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。」（第4条第1項）とし、「国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。」（第4条第2項）として、「国の責務」が追加された。また、条文は省略するが、第5条では「地方公共団体の責務」が明記された。さらに、条項の見出しは「事業者の努力」として、「個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。」（第6条）と規定され、「施策協力に係る事業者の努力義務」も示された。

(2) 個人番号カードの交付

市町村長は、個人番号を「通知カード」により通知することになる（第7条第1項）。旧法案では単に「書面」となっていたものである。「通知カード」の様式その他「通知カード」に関し必要な事項（材質も含まれるであろう。）は総務省令で定められるが、現時点では、紙製の「通知カード」が全国民に配布される見込である。

ただし、本人の申請により、通知カードとの交換で、「個人番号カード」の交付を受けることができる（第17条）。この「個人番号カード」には、ICチップが内蔵される。「個人番号カード」の様式や有効期間その他必要な事項は、総務省令で定められる。イメージとしては、クレジットカードと同様のものになることが想定される。

(3) マイ・ポータル

旧法案の基礎となった「社会保障・税番号大綱」（平成23年6月30日）では、「情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示することができるマイ・ポータルを設けることとする。」と記載されており、その機能や関連する手続等が示されていた。しかし、旧法案では、マイ・ポータルについての条項はなかった。

マイナンバー法案の附則第6条（検討等）の第5項で、マイ・ポータルの法律上の名称が「情報提供等記録開示システム」であることが示され、その定義は「電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、その者が〔中略〕開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して〔中略〕通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。」とされた。このマイ・ポータルは、マイナンバー法の施行後1年を目途として設置される予定である。

また、年齢や身体的な条件等でマイ・ポータルの利用ができない者等についても配慮措置が講じられるようである。

さらに、政府は、マイ・ポータル設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して一定の手続又は行為を行うこと等を検討することとしている（附則第6条第6項）。

6. スケジュール

マイナンバー関連4法案の成立が、今通常国会であるとする、政省令の整備が引き続き行われ、平成27年10月から市町村長から個人番号が順次通知され（「通知カード」の交付）、平成28年1月から個人番号の利用が開始される見込である。「通知カード」と「個人番号カード」の交換も平成28年1月からとなる。マイ・ポータルの利用開始（国の機関から）は平成29年1月に、情報提供ネットワークシステムとマイ・ポータルに地方公共団体も参加するのは平成29年7月になるであろう。

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

http://www.cas.go.jp/jp/houan/130301bangou/houan_riyu.pdf

- ・ 社会保障・税番号制度の概要

<http://www.cas.go.jp/jp/houan/130301bangou/gaiyou.pdf>

以上